

蒲郡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、互いの違いを認め合い、誰もが社会のあらゆる分野に参画し、希望に沿った生き方を選択できる社会及び多様な個性を生かした魅力のあるまちの実現を目指すため、パートナーの関係にある二者が、その自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある二者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有し、又は宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 当事者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係（当事者同士がパートナーシップに基づく養子縁組をしている、又はしていたことにより、当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、共に市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書兼確認書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該宣誓をしようとする者が自ら記入することができないときは、当該者の立会いのもとで、他の者に代筆させることができる。

- (1) 市内に住所を有する者にあつては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類。ただし、当該者は、宣誓の日から3か月以内に、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出するものとする。
 - (3) 戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻していないことを証する書類（宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 在留カード
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 3 宣誓書により、住所要件を確認するための住民基本台帳閲覧について本人同意がある場合は、宣誓をしようとする者は、第1項第1号又は第2号の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を省略することができる。
- 4 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について、事前に市と調整するものとする。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、社会生活上において氏名以外の呼称を通称名として通用している場合には、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、当該通称名を使用していることが確認できる書類を、前条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

（宣誓書受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣

誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（第3号様式）（以下これらを「宣誓書受領証等」という。）を交付するものとする。

（宣誓書受領証等の再交付）

第7条 前条の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損、汚損等の事情により当該宣誓書受領証等の再交付を受けようとするときは、第9条各号のいずれかに該当する場合を除き、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、宣誓書受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により宣誓書受領証等の再交付を受ける場合にあつては、再交付申請書に当該宣誓書受領証等を添えなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、宣誓書受領証等を再交付するものとする。

（宣誓書受領証等の変更）

第8条 宣誓者は、改姓、改名等により宣誓書受領証等の記載事項に変更が生じたときは、再交付申請書に宣誓書受領証等及び次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該宣誓書受領証等の提出を要しない。

(1) 戸籍上の改姓又は改名の場合にあつては、戸籍抄本（当該改姓又は改名後のものであって、変更届の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定による変更の届出として再交付申請書の提出を受けたときは、当該変更を行った宣誓書受領証等を交付するものとする。

（宣誓書受領証等の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第5号様式）を市長に提出し、宣誓書受領証等を返還しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該宣誓書受領証等の返還を要しない。

- (1) 宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 第3条第2号又は第3号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(宣誓の無効)

第10条 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により宣誓書受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は宣誓書受領証等を不正に使用したことが判明したときは、当該宣誓を無効とし、宣誓書受領証等の返還を求めるものとする。

(協定による手続き)

第11条 市長は、市とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体(以下「締結自治体」という。)から市内に転入した二者が、締結自治体からパートナーシップの宣誓に係る受領証等(以下「締結自治体受領証等」という。)の交付を受けている場合において、市内転入後も当該パートナーシップを継続しようとするときは、宣誓書受領証等を交付することができる。この場合において、宣誓の日は、締結自治体における宣誓の日を引き継ぐものとする。

2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「転入宣誓者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップ宣誓申告書(第6号様式)
- (2) 締結自治体受領証等
- (3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(申告書を提出する日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

3 申告書により、住所要件を確認するための住民基本台帳閲覧について本人同意がある場合は、転入宣誓者は、前項第3号の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を省略することができる。

4 市長は、第2項の規定による書類の提出があった場合は、同項第2号の書類を添えて、パートナーシップ宣誓申告に係る通知書(第7号様式)により、受領証等交付の事実を、転入宣誓者の転出元である締結自治体に通知するものとする。

5 市から締結自治体に転出した宣誓者(以下「転出宣誓者」という。)が協定に基づき手続を行い、転入先である締結自治体から前項の規定に類する通知があった場合は、第9条の届出を省略することができる。

6 前各項に規定する手続については、転入宣誓者及び転出宣誓者の同意を得てい

る場合に限り実施するものとする。

7 第4条第2項の規定は、第2項の転入宣誓者について準用する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

年 月 日

パートナーシップ宣誓書兼確認書

蒲郡市長 様

私たちは、蒲郡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、次に掲げる事項を宣誓します。

互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係である。

宣 誓 者			
フリガナ			
氏名			
通称名の場合は戸籍上の氏名			
生年月日			
住所			
電話番号			
確認事項	第3条第1号関係	<input type="checkbox"/> 成年に達している	<input type="checkbox"/> 成年に達している
	第3条第2号関係	<input type="checkbox"/> 市内在住 <input type="checkbox"/> 転入予定(年 月 日)	<input type="checkbox"/> 市内在住 <input type="checkbox"/> 転入予定(年 月 日)
	第3条第3号関係	<input type="checkbox"/> 他の者とパートナーシップの関係がない	<input type="checkbox"/> 他の者とパートナーシップの関係がない
	第3条第4号関係	<input type="checkbox"/> パートナーと近親者ではない	<input type="checkbox"/> パートナーと近親者ではない
	公簿確認	<input type="checkbox"/> 住所要件を確認するため、市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。	<input type="checkbox"/> 住所要件を確認するため、市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

注) 自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、裏面に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

宣誓 第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

____ 様 _____ 様

____ 年 ____ 月 ____ 日生 _____ 年 ____ 月 ____ 日生

宣誓日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

蒲郡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、
お二人からのパートナーシップ宣誓書を受領しました。

パートナーとして互いに支え合い、共に歩まれる、お二人のご多幸
を願うとともに、お二人が個性と能力を十分に発揮し、いきいきと
活躍されることを期待いたします。

____ 年 ____ 月 ____ 日

蒲郡市長

印

[通称名を使用している場合の戸籍上の氏名]

氏名 _____

氏名 _____

注意事項

次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出てください。

- (1) 氏名(通称名を含む。)に変更があったとき
- (2) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき
- (3) 市内に住所を有しなくなったとき
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

※届出の際には、宣誓書受領証等を市に返還してください。


この宣誓書受領証を提示された方へ

蒲郡市は、「多様な個性を生かした魅力のあるまち」の実現を目指しています。この宣誓書受領証は、互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二人の「パートナーシップ宣誓書」を蒲郡市が受領したことを証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、この宣誓書受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

第3号様式(第6条関係)

(表面)

	パートナーシップ宣誓書受領カード
蒲郡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からのパートナーシップ宣誓書を受領しました。	
_____ 様	_____ 様
_____ 年 月 日生	_____ 年 月 日生
宣誓日 _____ 年 月 日	宣誓 第 _____ 号
_____ 年 月 日	蒲郡市長 _____ 印

(裏面)

<p>蒲郡市は、「多様な個性を生かした魅力のあるまち」の実現を目指しています。この受領カードは、互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二人の「パートナーシップ宣誓書」を蒲郡市が受領したことを証するものです。</p> <p>法的な効力を有するものではありませんが、この受領証カードの掲示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>[通称名を使用している場合の戸籍上の氏名]</p> <p>_____</p> <p>[特記事項] _____</p>

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

蒲郡市長 様

蒲郡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条及び第8条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

1 再交付を申請する理由(該当する□に✓をご記入ください。)

紛失 毀損 汚損

氏名等の変更(変更前)_____ (変更後)_____

(紛失以外の場合には、現在お持ちの受領証等を返却してください。)

2 再交付を希望するもの(該当する□に✓をご記入ください。)

パートナーシップ宣誓書受領証(□1部 □2部)

パートナーシップ宣誓書受領カード(□1部 □2部)

	申請者	パートナー
フリガナ		
氏名		
通称名の場合は 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
電話番号		

注) 自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、裏面に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

(代筆者)

氏名

住所

(代筆者)

氏名

住所

以下は、蒲郡市での記入欄です。

氏名：	個人番号カード・旅券・免許証・()
	戸籍抄本 ()
	返還物： <input type="checkbox"/> 受領証 <input type="checkbox"/> 受領カード
氏名：	個人番号カード・旅券・免許証・()
	戸籍抄本 ()
	返還物： <input type="checkbox"/> 受領証 <input type="checkbox"/> 受領カード

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

蒲郡市長 様

蒲郡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還します。

1 返還の理由(該当する□に✓をご記入ください。)

- パートナーシップの解消
- 死亡(亡くなった方の氏名: _____)
- 蒲郡市からの転出(氏名: _____、転出先市町村名: _____)
(氏名: _____、転出先市町村名: _____)
- 婚姻又は他の者とパートナーシップを有することとなった。

2 宣誓番号・宣誓日

宣誓 第 _____ 号 宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

	届出者	パートナー
フリガナ		
氏名		
通称名の場合は 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
電話番号		

注) 自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、裏面に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

(代筆者)

氏名

住所

(代筆者)

氏名

住所

以下は、蒲郡市での記入欄です。

氏名：	個人番号カード・旅券・免許証・()
	返還物： <input type="checkbox"/> 受領証 <input type="checkbox"/> 受領カード
氏名：	個人番号カード・旅券・免許証・()
	返還物： <input type="checkbox"/> 受領証 <input type="checkbox"/> 受領カード

パートナーシップ宣誓申告書

蒲郡市長 様

蒲郡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条第2項の規定により、転出元自治体において宣誓書受領証等に類する書類を交付されたこと、及び蒲郡市でパートナーシップの宣誓を行うことを申し出ます。

申 出 者		
フリガナ		
氏名		
通称名の場合 は戸籍上の氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
前住所		
電話番号		

確認事項	
本申告書の写しを転出元自治体へ提供すること及び転出元自治体における宣誓時の提出書類を転出元自治体が本市へ提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>
宣誓日(転出元自治体での宣誓書受領証等が交付された日) _____年 月 日	

※同意されない場合は、改めて、パートナーシップの宣誓手続きが必要となります。

注) 自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

(代筆者)

(代筆者)

氏名

氏名

住所

住所

以下は、蒲郡市での記入欄です。

宣誓第 号

氏名:	個人番号カード・旅券・免許証・()
	返還物: <input type="checkbox"/> 受領証 <input type="checkbox"/> 受領カード
氏名:	個人番号カード・旅券・免許証・()
	返還物: <input type="checkbox"/> 受領証 <input type="checkbox"/> 受領カード

第7号様式(第11条関係)

年 月 日

市(町・村)長

様

蒲郡市長

(公印省略)

パートナーシップ宣誓申告に係る通知書

蒲郡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条第3項の規定により、貴市(町・村)より本市に転入された方からパートナーシップ宣誓申告書の提出があり、本市において宣誓書受領証等を交付しましたので、申告書の写し等関係書類を添えて通知します。

貴市(町・村)におきましては、返還受領証等を確認の上、貴市(町・村)における宣誓時の提出書類等を本市へ提供くださいますようお願いいたします。